



平成26年5月20日

みなさまへ

会社名 株式会社ニチダイ
代表者名 代表取締役社長 古屋 元伸
(JASDAQ・コード 6467)
問合せ先 取締役管理本部長 辻 寛和
電話番号 0774-62-3481

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月20日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成26年6月24日開催予定の第47期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 単元未満株株式についての権利を明確にするため、定款第9条（単元未満株株式についての権利）を新設するものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、定款第21条（社外取締役の責任限定契約）および第22条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第21条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 第6条～第8条 (記載省略) (新設)	第2章 株 式 第6条～第8条 (現行どおり) <u>(単元未満株株式についての権利)</u> 第9条 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株株式について、</u> <u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび</u> <u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条～第16条 (記載省略)</p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会、監査役会 第17条～第19条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第20条～第30条 (記載省略)</p>	<p>第10条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会、監査役会 第18条～第20条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第21条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第22条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第23条～第33条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月24日
定款変更の効力発生日 平成26年6月24日

以上